

原子力防災管理者

原子力防災管理者 げんしりょくぼうさいかんりしゃ

Nuclear Disaster Prevention Manager. 原子力災害対策特別措置法では、原子力事業者は、事業所ごとに原子力防災管理者を選任するよう義務付けている。原子力防災管理者は当該原子力事業所の原子力防災業務を統括・管理する最高責任者である。この法律では、当該原子力事業所全体について責任を有する事業所長等、または当該原子力発電所において事業の実施を直接指示する担当取締役職等を原子力防災管理者に当てるよう要求している。職務は当該原子力事業所の原子力防災組織を統括・管理し、異常事態が発生したときの通報、原子力防災要員の呼集、応急措置の実施、放射線防護器具・非常用通信その他の資機材の配置と保守点検、原子力防災訓練、原子力防災要員に対する防災教育などである。

<登録年月>

2000年11月
